

# 令和8年 夏の県民交通安全運動実施要綱

運動期間 7月11日(土)～7月20日(月)



## 実施要綱

### 運動の目的

広く県民に交通安全思想と正しい交通ルール・マナーの普及・浸透を図り、交通事故を防止する。

### 運動重点

- ① 自転車の関係する出会い頭事故の防止
- ② こどもと高齢者の交通事故防止

### スローガン

年間スローガン 運転は 心とアクセルおだやかに  
サブスローガン 曲がり角 見えない危険が かくれんぼ

## 運動重点とそれぞれの立場で実施する事項

### 運動重点 ①

### 自転車の関係する出会い頭事故の防止

#### 【自転車利用者には】

- 交通反則通告制度導入を踏まえ、車両であることを再認識し、自転車の交通ルール（信号に従うこと、一時停止で停止すること、原則車道の左側通行等）の理解と遵守をさせる取組の推進
- 夕暮れ夜間における確実なライト点灯と、昼間でもライトを点灯して自分を目立たせる「デイトライト」を促進する取組の推進
- 見通しの悪い交差点では優先意識を払拭して、曲がり角の向こうには見えない危険が隠れているかもしれない等の予測運転を促す取組の推進

#### 【自動車ドライバーには】

- 一時停止規制のある交差点では、停止線直前において確実に停止するとともに、交差点の見通し状況に応じて、交差道路に進入する直前でも停止し、さらに実際に安全確認できる場所でも停止する「スリーストップ」を促進する取組の推進
- 見通しの悪い交差点では、優先意識を払拭し、自転車や歩行者が「きっと出てくる」と想定して、不意の飛び出し等を予測した運転を促す取組の推進
- 心と時間にゆとりをもった、思いやり運転を促進する取組の推進

#### 【学校では】

- 学年に応じた自転車の正しい乗り方や「自転車安全利用五則」等を活用した指導を推進
- 登下校時の安全指導を実施し、確実な一時停止や信号を守ること、ヘルメット着用の指導を推進

#### 【職場では】

- 自転車を利用する職員に対し「自転車安全利用五則」を始めとした交通ルールの遵守、自転車保険への加入や、ヘルメットの着用についての指導を推進
- 交差点や店舗から道路に出るときなど、確実な安全確認を実施し、特に、左から来る自転車を意識した安全確認の指導を推進

## 群馬県交通対策協議会

群馬県・群馬県警察・群馬県交通安全協会（事務局 群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室）

## 運動重点② 子どもと高齢者の交通事故防止

### 【子どもには】

- 道路では、「飛び出さない」「遊ばない」ことの重要性を理解させる取組の推進
- 道路を横断するときは、手を挙げて左右の安全確認を促進する取組の推進
- 青信号であっても車に注意して横断する必要性を理解させる取組の推進

### 【高齢者には】

- 道路を横断するときは、信号のある場所や横断歩道を渡らせる取組の推進
- 反射材の着用や目立つ色の服装を推奨する取組の推進
- 運転をするときは、一時停止や信号などの交通ルールの遵守と、体調が優れないときに運転することによる危険性の理解を促す取組の推進

### 【車の運転者には】

- 横断歩道の付近では減速して歩行者の有無を確認することを促す取組の推進
- 横断歩道等で歩行者等がいるときは、必ず一時停止し進路を譲ることを徹底する取組の推進
- 規制速度を遵守、また、スマートフォン等を使用しながらの運転やあおり運転をさせない取組の推進
- 早めのライト点灯と、対向車や先行者がいない状況では上向きライト活用を促す取組の推進
- 幼児・児童を乗車させるときは、こどもの発育に応じたチャイルドシートやジュニアシートの正しい使用を促進する取組の推進



令和8年4月1日から自転車に青切符が適用されます

# 免許はなくてもドライバー

ルールを守って責任ある運転を!

16歳以上が対象

～青切符(交通反則通告制度)導入後の指導取締りについて～

これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等(保持)	反則金 12,000円
信号無視	反則金 6,000円

警察庁・都道府県警察

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>

# 交通安全 作品募集中!

## 標語コンクール

募集期間: 令和8年7月1日(水) から9月30日(水)まで

詳しい応募の決まりは群馬県ホームページをご確認ください

応募はこちらから